

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖 殿

平成 19 年 6 月 14 日

東京都千代田区岩本町一丁目5番5号

特例有限会社 日 本 司 法 学 院

代表取締役 山 本 利 明



回 答 書

前略 2007年(平成19年)5月24日付貴殿の「再申入書」を拝読しました。

日本司法学院では今後、「受講の解約に関する規定」につきまして受講申込書の裏面に記載することと致しました。

以上のとおり回答します。

草々

なお、新しい受講申込書を同封しております。

【受講の解約に関する規定】

受講料の返金について

- ① 講座開始前の解約は、入金済みの受講料を全額返金いたします。手数料は不要です。ただし、返金に際して発生する費用(振込手数料や書留の場合の送料)は、受講申込者にご負担いただきます。
- ② 講座開始後の解約は、解約以後の未受講分の受講料(回数割り)につき返金いたします(解約申出以前の受講料はお返しできません)。手数料は不要です。ただし、返金に際して発生する費用(振込手数料や書留の場合の送料)は、受講申込者にご負担いただきます。
- ③ 講座開始後の申込みでその後解約される場合は、申込みの時点で終了した回は受講済みとみなし、解約申出以後の処理は、上記②の規定に基づきます。

日本司法学院